

社団法人一関青年会議所会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、社団法人一関青年会議所定款に基づき、本会議所会員資格に関する事項を規程する。

(新会員加入審議に関する事項)

第2条

1. 本会議所への入会（再入会を希望する者を含む）は36歳未満とする。ただし理事会の承認を得た場合はこの限りではない。入会の申込みは理事1名を含む正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長宛提出する。推薦者は、本規程第4条該当者であってはならない。また、推薦者は入会申込者に対し、仮入会期間を含め1カ年間は社団法人一関青年会議所活動に関し、助言・指導を行うものとする。
2. 総務委員会は申込書により審議し、推薦者の意見をも添えて理事会に提出する。
3. 理事会は総務委員会の意見を参考とし、(仮)入会の諾否を決定する。
4. 仮入会を認められた会員は、推薦者と共に理事長と面接する。
5. 仮入会后3カ月間に例会及び総会等の出席状況等を勘案し、理事会において正式入会を認める。もし本人の入会希望が強いにもかかわらず出席率50%未満の場合は、仮会員期間を延長することもできる。
6. 正式入会の希望は総務委員会が確認し、本人は青年会議所に関する責任と義務の履行について誓約書を提出し、例会の席上それを表明する。
7. 正式入会を認められた会員は、所定の入会金並びに会費を納入し、会員章を着用し、理事会の決定に基づき各委員会に所属する。
8. 仮入会期間は、年会費の月割によって計算された金額を納入しなければならない。

(会費に関する事項)

第3条 本会議所会費を次の通りとする。

正会員会費 年額100,000円

会費の納入は、原則として2月末までに一括納入、若しくは10月末までに分割にて完納しなければならない。但し、分割納入の場合は、その旨を既会員は前年の12月末まで、また新入会員は入会月の末までに、事務局に報告するものとする。

1. 入会金は10,000円とし、正式入会を認められた場合は直ちに納入しなければならない。
2. 他青年会議所会員にして転居等により本会議所に加入せんとするもので、他青年会議所の証あるものは入会金を半額とする。
3. 転勤により退会した会員に引継ぎ入会した後任者の入会金は免除する。ただし、事務手続きに要する費用は負担する。
4. 再入会の場合の入会金は半額とする。
5. 年度途中で正会員として入会を認められた者は、入会承認と同時に月割によって計算され

たその年度の会費に入会金とともに納入しなければならない。

(会員失格に関する事項)

第4条

1. 正会員は、年間の出席率が著しく低い場合または会費を6カ月以上納入しなかった場合には理事会の決議に基づき総務委員会は速やかに出席または会費納入の督促を行うこととする。
2. 前項の督促に対して何等の解答なきときは総務委員会は理事会に報告し、理事会の決議により更に10日間の猶予期間を設けて退会勧告状を発送し、何等の回答なきときは退会したものとみなし、理事長は退会の決定を本人に通告することができる。

(休会に関する事項)

第5条 長期にわたる病気もしくは海外出張等により長期欠席を余儀なくされる場合は、休会届を理事会に提出しその承認をうることとする。ただし、上記以外の理由による年度内の途中休会は認められない。

(特別会員に関する事項)

第6条 本会議所の特別会員に関しては、次の通り定める。

1. 正会員の年齢を超過したものは、その年度末において自動的に本会議所を退会するものとする。ただし、この場合にはその会員はすべて特別会員になる資格をもつ。
2. 特別会員予定者は、終身会費20,000円を卒業年度末までに納入しなければならない。総会・例会等に出席する場合は、その実費を納入するものとする。
3. 特別会員は、役員選出の際の選挙権、被選挙権を有しない。
4. 理事会の諮問ある場合に限り、本会の運営に関する意見を答申することができる。

附 則

本規程は、昭和49年3月23日より施行する。

附 則

本規程は、昭和54年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、昭和64年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成3年1月13日より施行する。

附 則

本規程は、平成8年1月1日より施行する。

附 則

本規程は、平成15年1月4日より施行する。